

# 第45回議会運営委員会記録

令和2年10月20日

【開催日】 令和2年10月20日（火）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時30分～午前11時30分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	伊 場 勇
委員	河 野 朋 子	委員	高 松 秀 樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小 野 泰	副議長	矢 田 松 夫
議員	岡 山 明	議員	水 津 治
議員	藤 岡 修 美	議員	宮 本 政 志
議員	山 田 伸 幸		

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局次長	石 田 隆
庶務調査係書記	光 永 直 樹	議事係長	中 村 潤之介
議事係書記	原 田 尚 枝		

【付議事項】

1 山陽小野田市議会基本条例の検証について

---

午前9時30分 開会

---

長谷川知司委員長 おはようございます。ただいまから、第45回議会運営委員会を開催します。本日の付議事項は、山陽小野田市議会基本条例の検証についてです。それでは、前回のことについて私から報告させていただきます。前回の第1回目を行いました。前文と第1条までを皆さんで

話していただきました。その中で副委員長とも話して相談したんですが、前文の中でちょっと皆様にもチェックしていただきたいのが、3行目です。「市民による厳粛な信託」というのがありますね。それと下から4行目に「市民の付託」。この「信託」と「付託」ということは同じような内容ですが、どちらかにやっぱり統一したほうがいいかなってのが私と副委員長の話した中での問題です。それで「市民による厳粛な信託」というような言葉の使い方は、日本国憲法においてはこのような「信託」という言葉が使われております。一応そういうことだけ皆様に御報告しておいて、最終的な結論はまた最後、条例改正が必要かどうかになってきたときにまた話したいと思いますので、一応そのことを報告しておきます。以上で次の第2章に入りたいんですが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、前回、進め方、私がちょっとふらふらしておりましたが、今後の進め方については先ほど資料として配りました議員の自己評価集計表に基づいて進めていきたいと思います。あくまでも自己評価について、どうなのかっていうことをして、それでできなかった場合、できないならじゃあどうするかということで、様々な意見が出てくると思いますので、自己評価をまず進めたいということです。それでは第2章、議会の活動原則について。一応、条文を私が読みます。第2条「議会は、次に掲げる原則に基づき活動します。(1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。(2) 市民の多様な意見を把握し、市政に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。(3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。(4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価することにより信頼される議会を目指すこと。(5) 議会運営は、市民の関心が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。」。これについての意見としては、ある程度達成したというのが11名で一番多いですが、まだ不十分という方も9名いらっしゃいます。一応、次に議員の自己評価の意見がありますが、これを基に皆様の意見をお願いします。これも読みましようかね。B、ある程度達成したということですね。政策立案、政策提言等の強化はできてい

ないと思います。議案審議、所管事務調査において、市民本位の立場から、市民の目線で適正な議案審査が行われるためにも、議員力が必要と思われる。③政策立案・政策提言等。④政策立案・政策提言が不十分。⑤本会議や委員会の放映、議会報告会、市民懇談会など開かれた議会は実践しているが、市民の議会に対する関心は乏しい。C、まだ不十分であるについては、①政策立案、政策提言等の強化を更に行う必要がある。市民からの多様な意見を聴取する日々の行動力は薄れてきた。議会の原則は常に自覚し、運営に当たるべきである。これについて何か皆様から意見があれば。条例の(1)から行きましょうか。公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。これについては、皆様意見はありますか。(発言する者あり)公正性。私、公平って言ったですね、御無礼しました。公正性、はい。これについては、されていると思うんですが、皆さんどうでしょうか。

山田伸幸議員　そういう努力はしてきたわけですけど、残念ながら、先進例と比べるとまだまだ市民に開かれたということでは遅れていると思います。例えば、先進事例でいうと、議論の中にも市民が加わるようなことをしている議会もありますので、私たちが行っているのは参考人による参加ですよ。その点では弱いかと思います。この条例としては、目指すことですから、達成されているかどうかということとそういうふうな評価になりますけれど、これはこのままでいいと思います。

長谷川知司委員長　次、市民の多様な意見を把握し、市政に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。

山田伸幸議員　ここでもいろいろな提言とか、懇談会等を通じてやられているように思うんですけど、ここでもやはり残念ながら十分とは言えないと思っています。まだまだ私たちの努力不足というか、一部、今回取り組んだ新型コロナウイルスの市民からの意見聴取等では頑張りましたけれど、やはり全体的なところで評価がまだできる状況ではないと思います。

条文としてはこれでいいかと思います。

長谷川知司委員長 次、把握した多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。これはちょっと目立った活動は記憶にないんですが。

伊場勇副委員長 第2章の達成度はばらつきあるところなのかなと思っておりませんが、まず初めの「把握した市民の多様な意見」って、把握したっていうところをどう解釈すればいいのかなと思ひまして、何を把握した市民なのか、若しくは把握したって入れなかったらどういった違った考え方をされる方がいらっしゃるのかと思ひまして。把握したって入れた理由が逐条解説にも載っていなかったもので、そこを少しちょっと作られた時期の記憶がもし何かあれば教えてほしいなと思います。

河野朋子委員 ここは、議会としての活動原則を掲げているので、どちらかといえば抽象的な文章にはなっています。具体的にそれを実現するために、後に続く4章とか5章とかでそういうところを細かく決めたり、さらには要綱などでそこを定めたりしているということで、第5章が「市民とともに行動する議会」ということで、市民の参加とか市民の意見を吸い上げるっていう部分で、5章はそういうくくりで条文を作ったと記憶しています。活動が市民懇談会とか請願の参考人招致とか、様々なそういう具体的な条文をそこに展開して行って、さらにはその下に要綱を作ったりして、具体的な運営、運用をしていったと思います。2章については活動原則なので、これについて何か問題があるっていうことであればそうですけど、あくまでも必要な活動原則として、議会としてと議員としてを掲げて、それができているかできていないかっていう評価はしっかりすべきと思いますが、この活動原則のところをそもそも改正すべきかどうかとか、これに問題があるかどうかということをしっかり議論すべきだと思っています。後の第5章で市民の意見の把握というのが具体的に出てくるんじゃないかと思います。

宮本政志議員 今、河野委員がおっしゃった活動原則、ごもつともだと思うんですよね。平成24年3月に議会基本条例に基づく活動、基本条例についてという分厚い資料があるんですけど、これに目を通してみると、(3)番の政策立案、政策提言等ってなっていて、「等」がありますよね。この「等」に何が含まれるのかがこの分厚いのに目を通したけどちょっと見当たらなかったんで、どういったことを示しているのかお聞きしたいんです。確かに活動原則はおっしゃるとおりだと思うんですよ。

河野朋子委員 条文なので、様々なところに等っていうのは入ってくると思いますが、こういった政策提言とかを示していますが、それを包含するっていうか少し含みを持って、それ以外のものが出てきたときに条文として通用するようなために「等」ということを、様々なところで多分出てくると思うんですけど、入れております。具体的にこれは等が何を示すかっていうところまでは議論はしていないので、その辺はちょっと理解していただいたらと思います。

山田伸幸議員 当時は、議会基本条例をあちこちの地方自治体を作り、本市も取り組んだわけですけど、やはりひょっとしたら私たちが知らない知見等は出てくる可能性もある。そういったことも含めて「等」ということで、そういったことも包含できるような形を取っているんだと思います。

高松秀樹委員 ちょっとこの会議の運びについて質問したいんですけど、今回検証をすると、改正も含めて。改正は分かるんですよ。この検証について報告書か何かを出されるんですか。

長谷川知司委員長 ほかの議員も含めて説明するには、やはり報告書は要ると感じております。

高松秀樹委員 今、いろんな意見が出ていますが、そういうのを報告書としてまずまとめて、さらに改正ポイントがあれば改正していくと聞いてい

いんですよね。

長谷川知司委員長 私はそう考えています。皆様のほうで何か意見があれば。

藤岡修美議員 同じく関連で、各議員が達成度AからDまで付けていますよね。人数が出ているわけですがけれども、この達成度はこの委員会ですんですか、AとかBとか、それぞれ達成したとか、ある程度達成したとか。

長谷川知司委員長 このアンケートとは別に、この委員会の中で達成度は考えていないです。

藤岡修美議員 達成度は、多数決で数が多いのを評価として上げていくのか、それとも全然上げないのか。

長谷川知司委員長 達成度については各議員で考え方、あるいはどこまでっていうハードルがそれぞれ違うと思うんですね。ですから、それを統一するというのはちょっと難しいかなと思っています。ただ、この中にありますC、D、まだ不十分である、取り組んでいないということについては、やはり皆様の意見をどこがそうなのかっていうのは確認すべきだと思います。

藤岡修美議員 ちなみに前回、平成29年にやった評価では、評価を出しているんですよね、ある程度達成とか、まだ不十分とか。だからどうなのかなと思って質問したんです。

長谷川知司委員長 私の認識が間違っておれば皆様のほうで、この委員会ですんという評価を出したほうがいってなれば、それは出さんにゃいけんと思います。

高松秀樹委員 議会基本条例を見てみると、この条例の目的が達成されている

か否かを議会運営委員会で検証するとあるので、議会運営委員会の中で目的の達成度をもしかしたら出すべきなのかなっていう気はします。

長谷川知司委員長 達成度まで出すほうがいいんじゃないかという意見がありました。

宮本政志議員 そういった場合は、議会運営委員は分かるんですけど、我々委員外議員はどうなりますか。

長谷川知司委員長 意見はお聞きしていきます。

山田伸幸議員 やはり私たちも参加しているので、その評価には加わるべきと思います。ただ、責任を持つのはあくまでも委員、責任というかね。私たちは参考意見ですからね、基本的には。

長谷川知司委員長 評価には加わってもらいたいと思いますが、最終的なそれを決めるときには、やはりそれは議会運営委員のほうで責任を持たないといけないと思います。あらかじめ評価は皆さんで。(発言する者あり)

山田伸幸議員 いや、無責任な発言はできませんよ。

高松秀樹委員 これ今、議員全員がA、B、Cで出していますが、議会運営委員会としては、このA、B、C、D評価じゃなくて、みんなの意見を聞いて総評みたいな形で出せば、皆さんの意見を織り込めるんじゃないのかなという気はしています。じゃないと、Aはどなたですか、Bはどなたですかという話になる。いや委員外議員は責任持ちませんよって言われると、非常に議運は人数が少ないんで、そういうやり方のほうがいいんじゃないですか。これは最初にとった議員全員の評価、議会運営委員会は言葉で入れるという形にすれば、今のをずっと聞かれて後でまとめられて、それを最後に出されて、それでいいかって形でいいかと思

います。そのほうが早いと思います。

長谷川知司委員長 今高松委員から評価っていうのは、個別のA、B、C、Dじゃなくて言葉でどうだったという形で出したらどうかってありますが、そういう方向でよろしいでしょうか。

山田伸幸議員 やはり議会基本条例は最初に大枠を作って、あと各章ごとに具体的に詰めていっており、全体像がどうなのかっていうことがもしずれていたら、それぞれ大きくずれていきますので、そこはしっかり議論していかなくちゃいけない部分かなと思います。私たちの目指している議会がどうだったんかっていうことで。

長谷川知司委員長 それは1条ずつやっていますので、皆さんの意見を出すことで、その方向性はおのずと一つになっていくんじゃないかなと思います。取りあえず評価は出す。そしてそれは個別のA、B、C、Dではなくて言葉で出すという形でいきたいと思います。

岡山明議員 今、委員長が言われたのは平成29年7月26日の議運で出された文章の形ができていますよ。今言われたように、この検証結果、ある程度そういう各条例に対して検証結果という形を出されておるんですよ。今、委員長が言われたように、そういう評価の理由とかも書かれているという形で、その辺は平成29年に書かれた検証という形になると。委員長の話によると、条例ごとに検証結果を文章で理由を書くということ。平成29年に出されたような形になるということでもいいですかね。各条例に沿った検証結果を書かれると。それを文章で評価の理由として書くと、そういう解釈でいいですかね。

長谷川知司委員長 条例ごとに出すのがいいかどうかですね。あるいは条例ごとに評価がそこまで出ていない場合は、まとめていくような形になるかもしれませんね。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）個別にはち

よつと無理かもしれませんね。では、次に行きます。「市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価することにより信頼される議会を目指すこと。」ですね。意見がなければ、次に行きます。「議会運営は、市民の関心が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。」分かりやすい視点、方法というのは、ちょっと皆様、いろいろ意見があると思いますが、別にありませんか。後でやりましようか。（「はい」と呼ぶ者あり）続けましようか。第3条。

岡山明議員 ちょっと2条、3条、4条、この三つがちょっと関わると思うんですけども、のっけに出ました議会の活動原則ということで、ちょっと確認したいんですけど、今回、一般質問、当然入ってくるんですけど、一般質問で、今回自粛という言葉が出ました。山陽小野田市議会においては、活動原則の中で一般質問がある中、自粛という表現が出ましたが、その辺が山口県13市にそういった自粛という言葉の下で、一般質問を自粛されたかどうか。その辺ちょっと確認したいんですけど。（発言する者あり）いやいや、それが今、議会中で自粛という表現が出ていた。実際に、議員が自粛しているという状況で、自粛という言葉、例えばどこからか出てくる、議運から出たんでしょうけど、議運でそういう自粛という言葉が出せるかどうかという部分もやっぱりちょっと、私は確認したいと思っているんですけどね。そういった意味で、ちょっと先に県の状況をちょっと。県内の議会で自粛したところがあるかどうか、ちょっと確認したいんですけど。

長谷川知司委員長 今のは確かに議会活動の中のひとつのことと思います。それについてはちょっと今ここで様々な資料もないし、結論は出ないと思います。コロナという推測できん問題でしたから、ちょっとそれは後で、県内のほかの市が必要であれば、事務局が資料をそろえてから皆様にお配りするというだけでいいですか。

岡山明議員 議論の場ですから、やっぱり今回、コロナウイルス感染症の流行、

未曾有の事態になっている状況で、議会としてそれなりの対応と、今回は、コロナ特別委員会もすごい早期に設置して、議会として出だしはすごく最高じゃなかったかなと思うんです。そういう対応も抜群な形を取られた。その中で、ちょっとどうしても私は一般質問の自粛を全員がしたかと問うと全員ではないと。そういう自粛という言葉の表現の中にいろいろ考え方あるんでしょうが、そういう部分で例えば自分自身の議員としての考え方、議会の取扱いの部分で、今回の会派とかもいろいろある中で、今回また緊急質問とかもあったという状況になっていますから、その辺はある程度見える形で進めていただきたいなと思っています。

中村議会事務局議事係長 今の岡山議員の意見は意見として、さっき山田議員もおっしゃったように、今この場ですべきかどうかも含めて委員長において采配していただければと。今、疑問の件については、過去の議運で県内の状況を一度お知らせしていますし、まとめたものもありますから、後でもお配りできますので、岡山議員にそこを納得していただければと思います。

長谷川知司委員長 岡山議員、これについては、ちょっと休憩の後にまたそのことについてどうするか話します。取りあえず、こっちを進めたいと思います。

高松秀樹委員 第11条に一般質問の条文を出していますので、そこで。恐らく言われるのは、今回の一般質問の在り方の問題だと思うので、そこで一定の御意見を言われた方がいいのかなあという気がします。それで、そのときは、もう恐らく資料が出ていますから。

岡山明議員 いや今言われるのは、一般質問は第11条にもありますのでそれは分かるんですけど、その前に会派とか議員の、今議会の活動、活動原則ですよね。あと、それぞれの議員の活動原則、議会、個人、会派、一

般質問とやっぱり4つの絡みの中でその辺は検討していただいて、もう第11条に行くと、ちょっと先に進み過ぎるので、その前にちょっとその辺の部分もある程度検討していただきたいなと思います。

長谷川知司委員長 ちょっと待ってくださいね。岡山議員が今言われたことも一つの話すべきことですので、これは、先ほど高松委員が言いました第11条で話すにはちょっと間が空き過ぎると。ここの第3条でやるべきだという意見ですね。

岡山明議員 それは個人の考え方であって、ほかの人が必要ないと言われればそれで結構ですけれども、個人的にどうなんですかとお伺いしています。

山田伸幸議員 もし、そういう意見があって活動原則のところやるべきだっというのなら、例えば事前に文書なりを出していただいて、そこで議論すべきだということを通告しておかないと。委員長と副委員長で進められているのは、各章ごとのその中身についてやってるわけですから、そこでそれに含まれるんだと言われるなら、そういうことについても明らかにされないと、今ここでそういうふうに言われてもなかなか難しい議論をみんなもいきなり提起されて、なかなか議論がしにくいんじゃないかなと思うんですけどね。今言われたように、それはもう一般質問のことで言われているわけですから、一般質問のところでしたらいいと思います。

岡山明議員 それも分かりますけど、その前に、例えば個人の活動原則の中で、そういう自己判断の下で一般質問をやめたという状況、あと会派で、そういう圧力が掛かったので実際にしていないという現状があるから、今回の基本条例の見直しで、そういう考え方もあるんじゃないんですかと、その一環として、ものの考え方の判断基準を自分自身も今回みたいな未曾有の事態に及んだ状況の中で、対応ではないけど自分の個人も今言った活動原則なんか自分の議員の活動原則もありますから、その辺は

自分をしっかり位置づける意味で、ちょっと今回集まっている議員の話  
を聞かれても、私はいいと思っているんですけどね。

長谷川知司委員長 ちょっと今、岡山議員の意見聞いた中で誤解があるのは、  
自粛っていうのは確かに議運で申しましたが、これは、やってはいけない  
ということではないと理解しております。緊急性あるいは必要性があ  
るものについては、やるべきだと理解しておりました。

宮本政志議員 いや、岡山議員が言われるのは、自粛の中身じゃなしに議運で  
自粛というものを決めたことに対する、あるいは議員活動のその原則に  
対して自粛はありえんということを言っているんでしょ。

河野朋子委員 今、2章について議論している中で、岡山議員がいろいろ疑問  
に思われたりちょっと意見があったりすることは、その中身については  
理解したんですけど、この2章との関連性が全く分からないです。もし  
あるんだったらちゃんと指摘して、皆さんがそれでは、なるほどこの2  
章でこの問題を扱わないといけないなって納得できれば同意できますの  
で、委員長の判断でいいと思います。委員長が、この件はここでは関係  
ないので、また3章でやりますっ言ってもらえれば一番いいんですけど、  
私は、委員としては今聞いた中で、岡山議員が今思っていることとか意  
見は分かったんですけど、ここで今議論する中で2章の関連性が全く見  
えないので、これはやはり3章で議論してっていうか、一般質問のとこ  
ろで、意見を出してもらえれば、そこで私たちはテーブルに乗ることは  
できますという意見です。委員長が判断してください。

長谷川知司委員長 私が思うのは、岡山議員が言われることは、一般質問とい  
うのは一つのことですけれど、岡山議員は自分の議員活動、議会として  
の活動を制限されるということはいかななものかということ、ここで  
議会活動ということの質問をされたと思うんです。でも、ここはちょっ  
と、それについては根本的な問題になるのですが、また3章のところ、

より深く質問が入っていくと思いますので、一応ここでは、岡山議員、質問は一応3章に回すということで御理解してください。

岡山明議員 では、2条の2項で、「市民参加の機会の充実」と。これ、どれだけ活動原則に沿ってっていう部分が話になると、一般質問ではないけれど、そこで議会からストップが掛かるということは、活動原則にならないと市民参加の機会を削られるという表現の捉え方も出てくるんじゃないかと。一般質問を議会としてやめなさいと議長から出て、一般質問を止められたという状況になると、その市民参加の機会の充実が削られるんじゃないかなと思っております。その辺、それで大丈夫かなと私は思います。

河野朋子委員 委員長がこういうふうにしますと今言われたのに、それに対して、本当に意見があってもできないんだったら、この委員会は成立しませんよ。

長谷川知司委員長 岡山委員、言われたことは分かりますので、それは3章の中で、質問の中で深く入っていくことでいいと思いますので、一応ここはこれぐらいにしたいと思います。では、次、第3条ですね。これからは副委員長にちょっと読み上げていただきます。

藤岡修美議員 いいですかね。また進め方に戻るんですけども、先ほど達成度、AとかBとかそういう評価をやめて文章でっていうことだったんですけども、1条、2条と終わって3条に入るに当たって、例えば1条の達成度はまた振り返ってみるんですか。1条の達成度は結局どうで、2条の達成度はどうなるんですかね。

長谷川知司委員長 ちょっと私の考えを言わなかったのがいけないんですけど、私としては1条、2条という条立てで説明するんじゃなくて、強いて挙げれば章ごとで評価を出し、その中で必要があれば各条に及ぶというよ

うな考えでおるんです、

藤岡修美議員 第1章の総則、第1条は評価をするんですか。

長谷川知司委員長 評価を今出したほうがよければ、そのように出しますが、第1条はちょっと違ったんじゃないですかね。あとやるとか、うん。1章は後ですというふうにしなかったですかね。（「進め方がよう分かっていない」と呼ぶ者あり）

山田伸幸議員 先ほど言われたのは、この原則、大まか、大づかみですから、これをやろうとしたら後の章立ての中でもっと詳しく出てきますので、さっきはそれをやった上で戻って評価をしようというふうになったと思います。

伊場勇副委員長 それでは、第3条、議員の活動原則。読み上げます。「議員は、市民の代表者であることを自覚し、次に挙げる原則に基づき、活動します。(1) 議会が言論の府であること及び二元代表制の一翼を担う合議制機関であることを十分認識し、積極的な議論をすること。(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の活動としてふさわしい活動をすること。(3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。」それに対する意見ですが、ある程度達成したというところから、まず、①個人差があるということ。②第3号の「市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。」について、福祉だけではないという意見。次、③市内広域での要望等が寄せられ、要望実現のため尽力はしているが、十分であるとは思っていない。④市民の意見を的確に把握する必要がある。続いて、Cのまだ達成度が不十分であるというところの意見について、①委員会での議論が不十分。②「研さんによって」を「研鑽を積むことに心がけ」へ変更。③代表とは、地区（小学校区）代表の域から越えていない。旧

市町の実態（他校区）が把握できていない。④議員の活動原則はしっかり堅持すべきである。以上です。委員長へ戻します。

長谷川知司委員長　今言われました意見記述欄について、何か皆さん意見があれば。Bのある程度達成したとかCとかありますが。

山田伸幸議員　市民全体の福祉の向上を目指して活動することは、福祉だけではないと言われておりますが、これは前も言いましたけど、地方自治法の第1条のところであらうたっていることを言っているわけで、福祉というのを狭い範囲で捉えないということだと思います。

長谷川知司委員長　ちょっと勘違いがあるかなという気がしました、私も。

山田伸幸議員　それとCのところ、②研さんによって。これも、なるべく平易な文書に心掛けようということで、まず、わざわざその「鑽」という字を使わずに、それから「積むことに心がけ」というふうじゃなくて「研鑽によって」ということでまとめたという記憶がありますので、これは、元通りでいいんじゃないかなと思っています。

長谷川知司委員長　Cが9人いらっしゃるということで、これについては、議員の活動原則、各議員の活動原則ですね、これについてちょっと議員自身が、自分の反省すべきところが多いんじゃないかというような形で書いてありますね。

宮本政志議員　(3)の「一部団体及び地域の代表にとらわれず」という言葉を使っていますよね。とらわれずっていうのは、例えばある事柄に対して、こだわってなかなか抜け出せませんよっていう意味合いとして、「とらわれず」っていうふうにとらわれてしまうんです。ここがね、意味がよく分からん、「一部団体及び地域の代表にとらわれず」が。それが、Cの「まだ不十分である」の③に絡んだ意見になったのかなと思うんですね。こ

れ、どういうことなんですかね。

長谷川知司委員長 先ほど宮本委員も言われたように、このCの③に、まだちょっと属している場合が多いと感じられたのかもしれないですね。

山田伸幸議員 特定の地域のことを挙げる質問、特に一般質問であるんですけど、やはりそれは他地域に比べて明らかに劣っているようなことを取り上げる場合は、全市的な視点が必要だなと思っているということだと思います。やはり、それを議員として市全体の発展を考えれば、どこか取り残されるということがあってはならないということがはっきりとみんなにも伝わればいいと思っているので、そういう観点がありさえすればいいと思いますよ。

水津治議員 4条にも影響するんですが、4条に「政策立案及び政策提言に資するための調査研究に努めなければなりません」というのが、会派のほうにあって議員のほうにないのが、ちょっと不自然かなと。気付きなんです。議員としても当然のことで、会派のほうだけにあるっていうのが。

山田伸幸議員 今、水津議員が言われたことは、(2)の中で含まれているんじゃないんでしょうか。

水津治議員 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんということが、この調査研究ということに当てはまるということです。

長谷川知司委員長 3条はこれでいいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)次、4条に行きましょう。後で気付いて言われるのは別に構いませんので、一応4条に行きます。

伊場勇副委員長 第4条、会派について。「議員は、会派を結成することができます。」。第2項、「会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成するものであって、政策立案及び政策提言に資するための調査研究に努めなければなりません。」。この中で意見として、Bのある程度達成したという方から、調査・研究はある程度進んでいるが、政策立案、政策提言にまで至っていない。そして、Cのまだ不十分であるという方からの意見で、①連絡調整の場にとどまっており、政策立案等に資する調査研究の段階に至っていない。②会派に理念があるのか疑問。③行政視察等は意義あるものだが、通常の議員活動では政策集団といえるまでには至っていない。④「政策を中心とした同一の理念」を「政策を主とした同一の政治理念」へ変更したらどうか。⑤会派はこの原則に基づき活動すべきである。続いて、Dの取り組んでいないという評価の方から、①行政視察集団の域を越えていない。議案や政策立案など、事前の会派内での徹底した議論がなされていない。という意見です。以上です。

長谷川知司委員長 第4条を読んでいただきました。様々な意見がある中で、達成していないという厳しい意見も結構ありますが、皆さんから意見があれば。

藤岡修美議員 意見の中にある会派に理念があるのか疑問っていうこともありますし、政党といたらそれなりに理念とか党是とかがあった中で、議員が選択して入っておられると思うんですけど、会派っていうのは、当選後、何か分かんないうちにできているっていう感じで、そこに理念が存在するのかなど。今、私自身は無会派ですけど、ちょっと疑念があって、ここまで理念を出された経緯というのは何かあるんですか。

山田伸幸議員 正に今の状況だと、今言われたとおりの状況だと思うんですよ。やはり会派というものは、ここで政策を中心とした同一の理念を共有する議員となっているんで、これをしっかりと自覚した上で会派を構成され

るべきだと思っています。あと不十分だとかいろいろ書かれていますけど、そこに立ち返って、やはり研さんを積むべきであると思います。

高松秀樹委員 藤岡議員が言われることは、もっともだと思うんですよ。新人で入ってこられて、さあどうするのかっていうところで、恐らく会派によっては数合わせで会派を形成されることもあると思います。しようがないと思うんですよ、新人の皆さん。ただ、会派に入るときに、いわゆるどういう方向性を持った会派なのかとか、いわゆるここにある理念がどうなのかっていう共通認識をしっかりと持つべきだと思います。やっぱりそれを持っていない会派が存在するから、こういう評価結果になるということだと思っているんですよ。だから、別に、保守の会派は保守の会派同士じゃなくてもいけると思うんですよ。それは理念の違いで、その理念をしっかりと統一して会派を作っていきましょうねっていう条文である。うちは会派制を敷いているので、これは当たり前のことをわざわざ書き込んだんです。わざわざ書き込んだにもかかわらず、そうでない状況もあったのかなという気がします。

長谷川知司委員長 まだ育っていないという状況かもしれませんね。確かにこの4年間において、会派において政策立案及び政策提言ということはこちらよっと見られていないなとは思っています。これについて今準備中という会派もあるかもしれません。

山田伸幸議員 やはりいろんな研修会等にしっかりと会派で学習に行かれて、そこで自分たちの理念というのを作り上げていくという方向もあろうかと思うんです。事前に理念が一致するかというとなかなか難しいと思うんですけど、基本的な考え方を一致させた上で会派を作っておかないと、離合集散ということになってしまうと思うんです。そういった意味でいうと、山陽小野田市議会というのは成長途中と言わざるを得ない。ここについては、やはりもっともっと研さんをみんなで積む必要がある部分だと思います。

宮本政志議員 もう政策を中心とした同一の理念を共有する、ここに政治上の主義とか理念政策っていうことも、きちっと受け止められる条文になっていますから、もうこのままでいいと思います。以上です。

長谷川知司委員長 では、次に行きます。

伊場勇副委員長 第5条、会議の公開について。「議会は本会議のほか委員会等を原則公開します。」この中で達成度をAとしたという方が、80%程度おられました。その意見として、①すべて原則公開となっている。また、②放映は生中継でなく、ビデオでも視聴できる。傍聴についても、人数制限もなく、資料供与もしている。続いて、Bのある程度達成したという方の意見で、①会議が公開されることに伴い、協議会等が頻繁に行われるようになったことについては問題がある。②として、全員協議会の公開をされている。議運については、公開されるべき事案が「協議会」に移行される場合もあり検討されたい。③として、委員会等に議員連絡会が含まれていない。という意見です。以上です。

長谷川知司委員長 では、ここで休憩したいと思います。30分まで10分間休憩します。

---

午前10時20分 休憩

---

---

午前10時33分 再開

---

長谷川知司委員長 では、休憩を解いて再開します。先ほど、第5条まで読み上げました。第5条について、皆様方の意見などがありましたらお願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）評価についても、よくできたっていうのが多いです。次、第6条に行きます。

伊場勇副委員長 第6条、自由討議の保障について。「議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営します。」。第2項、「議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長からの提出議案並びに直接請求による議案、請願及び陳情に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の論議を尽くして合意形成に努めます。」。この中で意見として、Bのある程度達成したという評価の方から。まず、①真の自由討議であるか、疑問も残る。次に、②自由討議が不十分。そして、③重要な案件については自由討議を含め、慎重審査をしているが、賛否に偏りがある場合は安易になることがないとはいえない。そして、④自由討議に入る場合、審議の終了宣言が明確に行われていないケースがあるので、原則論ではなく条例で明確に記載するべきだと思う。次に、達成度がまだ不十分であるという方からの意見で、①自身の意見表明にとどまっており、討議になっていない。②自由討議のタイミング、進め方など課題が多い。③自由討議をさらに増やす必要がある。④議員は思想信条は全く違うのに、議員全体による自由討議が全くなされていない。議論より数は「力」で終わる実態がある。議員相互の論争（批判）も必要である。⑤質疑が十分に行われていない。事前学習、調査をして臨むことが不足しており、論議を尽くしていない。以上です。

長谷川知司委員長 第6条については、まだ不十分というのが8人と結構多いです。条立て、意見、両方を含めて何か皆様方から意見があれば。

宮本政志議員 Bのある程度達成したのところで、意見の④自由討議に入る場合、審議の終了宣言が明確に…」って書いていますよね。これと条例の2行目には、「審議し、結論を出す場合、議員相互間の論議を尽くして合意形成に努めます」って書いてあります。平成31年2月13日付けでの「質疑と自由討議の境目がよく分からない委員会運営が行われております」というモニターからの意見に対して、当時の議運で、「検証作業に当たって議員全員の意見を聞いて、自由討議の在り方について考えていきます」って回答しているんですけど、その後どうなっているんで

しょうかね。ちょっとその辺を教えていただきたいんですけど。

長谷川知司委員長 平成31年に自由討議について話し合ったことがありますか、議運で。

中村議会事務局議事係長 手元にはないんですけど、モニターの意見で出た件だと思います。たしか、そのときは議会基本条例の検証のときに一緒に考えていくっていうお答えをモニターの方にはしているはずですよ。一旦ちょっとそこまで。

長谷川知司委員長 だから、今から話すべきでなんですよ。自由討議、これがどうなのかっていうのが問題だと思いますね。

山田伸幸議員 質疑については、時として活発に行われるときもあれば、ほとんど行われる場合もありますけれど、自由討議については、ほとんど行われていないというのが今の現状ではないでしょうかね。本来なら、意見の分かれる議案であれば、特にいろいろ議論をして、本当にその議案でいいのかどうなのか、その辺がもうちょっとされるべきであるとは思いますが、現状はできていないということは言えると思います。それをどうするかとなると、やはり、議員が事前にきちんと議案の中身についてつかんで、問題点があれば問題点を明らかにする努力が必要ではないかなと思います。

長谷川知司委員長 討議という言葉は、自分の主張もありますし、山田議員が言われましたように、相手に対してそれを分かってもらうように言うのが討議だと思うんですけどね。

宮本政志議員 ちょっとね、その当時の議運に対しての記憶違いかもしれませんが、たしか自由討議をして議論を尽くした上で、審議を尽くした上で、最後、合意形成に持っていきますよっていう前提で、議運ではモニ

ターの意見に対して、議論があったと思うんですよ。たしか、私の記憶では、河野委員がいわれていました。私はその意見に賛成だったんですけど、質疑を終了した後に自由討議っていうふうになっていますが、自由討議によって、ひょっとすると審議に対する考えが少し変わる可能性もあるっていうことをおっしゃったと思うんです、その議運の中で。私もごもつともだなと思ったんですよ。だから、やはり自由討議の位置づけっていうか、その使うか使わないかは、各委員会の委員長の采配でいいと思うんですよ。だから自由討議をした時点で、もうその前にもう審議の終了宣言しているんじゃないかとかっていう解釈になってくると、いろいろ自由討議に対する意味合いが変わってくるんで、その辺りをもむべきじゃないかなっていうのが、当時のちょっと議運を見た感想なんですよね。その辺り、ちょっと今日この場でも議論したいんですけどね。

長谷川知司委員長 進め方としては、先ほども言われましたように、審議を尽くした後に自由討議ということですね。だけど、必要によっては、また審議が要するという場合もあるということです。

高松秀樹委員 モニターの意見で、たしか質疑と自由討議との兼ね合いの部分があったと思うんですよ。例えば質疑を終結した後に自由討議入って、また質疑に戻ることができるのかどうなのか。事務局で何か見解があれば教えてほしいと思います。

中村議会事務局議事係長 ちょっとはっきりしたものを見た記憶はないんですけど、今までの事務局の見解であれば、質疑の終結をしてから今の討論っていうか、自由討議に例えば入るとか、流れはそうだと思うんですね。ちょっと審議の終了後ってなっていますが、正式には質疑の終了、まだ審議中だと思うんで、ちょっと正式には審議の終了後じゃなくて質疑終了後っていう考え方だと思うんです。事務局の見解としては、今までは質疑に戻ることはできないという見解でおったと思います。

高松秀樹委員　　ですよね。だから、どういうふう自由討議をするっていうの  
をある程度道筋を付けていないと、いわゆるトラブルになる。恐らく、  
あの時のモニター意見は、常任委員会の中で質疑がありましたと。それ  
で、終結して自由討議を行って、さらに質疑に入ったのではないのかと。  
動画を見て確認しましたが、あのときは質疑終結宣言を委員長がして  
いなくて、自由討議に入って質疑に戻ったんですけど、結局、一般論は  
質疑を終結してしまったら質疑に戻れないんだと思うんですよね。そこ  
をきちんとしなさいっていうのがモニターの意見だったと思います。そ  
れで、僕はそう思っているんですけど、そういう運びで今後もやるなら、  
そこをきっちりしとかなないといけない。自由にこれをやるようなことは  
できないと思います。

宮本政志議員　　確かに、質疑終了後に自由討議に移るってこれが基本ですよっ  
ていうことがあると思うんですよ。そうすると、たしか条例は、結論を  
出す場合に、議員相互間の論議を尽くすって書いていますから、だから  
自由討議も含まれて、とにかく尽くした上で、最後ということでしょ。  
だけど、自由討議によって変わるっていうケースはあると思うんですよ  
ね。今、高松委員が言われるのは、もう自由討議をし尽くして、そして、  
最後、審議を出して、それで、もう元には戻りませんよっっていうことを  
言っているんですか。

高松秀樹委員　　ちょっと違うんよね。質疑を終結したら質疑に戻れないって  
いうんですよ。柔軟な運用をするのであれば、質疑をして、その流れで自  
由討議に入る。自由討議に入って、例えば疑義が出てくる可能性があります  
よね。そのときには質疑に戻ると。つまり終結しなければ、また質  
疑に戻れるという認識でいいのか悪いのかということになります。議会  
基本条例を作ったときに、当初は自由討議のときに執行部を入れるか入  
れないか、ちょっと議論したんですよ。他の市議会を見てみると、入れ  
てやっているところもあるんですよね。うちは今出しているはず、出て  
もらっているはずなんですよね。だから、自由討議して疑義が生じたと

きに、質疑に戻ったら、もう一遍入ってもらうという形だったんですよ。なぜ執行部を入れなかったのかっていうのは、当時いろんな意見があったんですけど、僕の意見としては、ちょっとまだ、僕たちも未熟であるという中で、そこである研さんを積みたいという意味で執行部は1回退席してもらうということだったんで、今、宮本委員の言われるような運びのほうが、合意形成に努めることができると思っています。

長谷川知司委員長 今、宮本委員が言われたっていうのは、一旦終結しないでということですか。

宮本政志議員 要は、自由討議に移行したら、もう質疑が終了したことになっていますよっていう基本がおかしいんじゃないかって事を言っているんですよ。だからきっちり、これで質疑終了しますっていう委員長裁きがない限り、自由討議に入って、そして高松委員が言うように、また質疑に戻ってということをも十分盛り込んでいかんと。そのことをたしかこの当時のモニターの意見を扱った議運では、河野委員はそのように言われたんですよ。僕は、それはごもつともだと思ったんですよ。だから今回のこの基本条例見直しのこの場で、きっちり明確にしておいたほうが、今後の自由討議に対していいと思うんです。使うか使わないか、どういうふうに運営をするかっていうのは、委員長の裁きです。することは別ですよ。

河野朋子委員 条例を作るときの自由討議の位置づけというのが、本当にほとんど自由討議をしていないような状態で、やはり自由討議が必要じゃないかっていう、ほんとに初歩的な段階でこれを入れました。実際にそれから随分たっていますけど、本当にそれで成熟したものができたかって言われたら、自分自身を振り返ってみて全くできてないと思います。だけど今言われるように、そもそも何のために自由討議するのかっていう原点に立ち返ったときに、今の運用でいいのかっていうのは本当すごく反省させられました。当初は、質疑が全て終わった中で自由討議をして、

最終的にそれらの中から、せめて附帯決議的なものをまとめて出せればぐらいの感覚でしたけど、今言われるように、条文に立ち返ったときに、しっかりこの自由討議を活用しなければいけないなっていうのをつくづく考えたときには、やはり委員長として運用の仕方にもすごく反省させられるし、議員各自も、自由討議についての意識についての認識がやはりちょっと、もう自分も含めてですけど、足りないなというのをつくづく思いました。自由討議を実際してみても、全然、自由討議になっていないっていうのが、やはりずっと続けて見ていると、なかなか変わってないなあ。意見をただ言うだけ、自分の意見を言うだけで終わってしまっ、討議にはなっていないので、その辺りは、ここに掲げている保障っていう意味ではこの条文はすごく大事だし、修正とかそういったものを入れる必要はないと思うんですけど、これに対しての議員の意識とか、委員長の運び方については、すごく課題がたくさんあって、ここ評価でAやBにしている人がいますけど、それに逆に疑問っていうか、その評価に対してちょっと疑問を感じています。

山田伸幸議員 この評価で、ある程度達成したという人も自由討議ができていると思っていないですよ。だからやはり、これは質疑の中で議員として意思を固めていく必要があれば、それについて異なった意見を持っている方と意見を戦わせていくことができればいいんですけど、残念ながら今これをやると、賛成討論、反対討論になってしまうんですよ。だから、そこを議員としても意見を戦わせる場に、これは委員長の裁き方もあるかもしれませんが、議員そのものも、やはり相手というか意見の違う議員に対して議論していくということが必要なんですけど、できていないということですね。

宮本政志議員 今、河野委員と山田委員がおっしゃったことは、私もごもつとも思うのが、さらにそのときのモニターの意見で、自由討議は論点の整理などにより合意形成を図ることがまず目的ですと。だけど議員が好き勝手に議論するだけで合意形成の努力がされているとは思えないと。

だから、委員長のほうの自由討議に対するルールが示されていないんだってことを言われているんで、やはりそういったところを、今日この場で全て示されるかどうかちょっと難しいかもしれませんが、そういったことを前提に、第6条をちょっと議論していく必要があるなと思います。

山田伸幸議員 今の宮本議員の意見からすると、ここで、この評価っていうのはどうなんでしょうかね。これを残す意味がないと思われての発言なんですか。そういうふうに私は受け取ったんですけど、そうではないわけですか。

宮本政志議員 自由討議を保障しているわけですから、別段、この第6条を削除して、なくそうっていうことじゃないです。もう少し明確に、ある程度のルールといったものがないと、あやふやなまま、それから今度は議員も、先ほど言いましたように好き勝手な議論の場で、本来の自由討議になっていないっていうところに結び付くんじゃないかということを行っているんです。別に、条文を削除してくれってことを言っているわけじゃないです。

高松秀樹委員 この自由討議は、いつもかつも自由討議できる案件ばかりじゃないですよ、もちろん。さらに、討論と討議が違うっていうこと、さらに、自由討議の場合には、もちろん委員長が自由討議にさあ行きましょうという場合もありますけど、委員側から動議として自由討議をやらしてもらえんかということで、やるべき問題もあると思うんですよ。そこで、やったときに今お二人が言われましたように、討論になっている。はい、あなた、はい、あなた、はい、あなた、と。討議っていうのは、今ここでやっているのが、基本的に討議の形なんですよ。バトルをしていくという形。それを今からどうしてやっていくのかっていうのは、皆さんのやっぱり意識の問題。条文に保障していますので、しっかりやってほしいというところですけど、それが自動的にできるかっていうの

は、それは違う話なんで、河野委員長のところは、結構自由討議の場面を持たれているけど、そうじゃない委員会もあるので、そこはしっかり我々も含めて、自由討議に入るような運びを推奨していくっていうのが一番大事だと思います。

長谷川知司委員長 皆さん、討議が大事っていうのは理解されていますが、実際に理解しているが、それが行動になっているかと言えば、そこにはなっていないというのが実情だと思いますね。

宮本政志議員 そうすると、もう別段、第6条はいらわなくても、つまり結論を出す場合に議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めますと、この文章のままでも、質疑、それから自由討議、そしてまた、質疑に戻ってそして、終了しますよっていう、これに対して別段矛盾もしないし、この条文でも問題はないって受け止めていいんですかね。

高松秀樹委員 そうですね。ただ一つね、議会のルールがあるんですよ。委員会運営ルールがあって、先ほど言いましたように、質疑を終結すれば、質疑には戻れないんですよ。討論と採決は、これ一体のものなんで、その間には取れないとか、そういう基本的なルールが分かった上での自由討議をやるっていう、わざわざ言う必要があるのかなと今思ったんですけど、そういうことをしっかり分かってやらないと、もうすごい小さい所にまで入っていきますよ、このまま行くと。ということです。

長谷川知司委員長 ちょっと事務局に聞きましょう。

中村議会事務局議事係長 さっきの質疑に戻れない見解は、今までの事務局の見解なんですけど、会議規則の解説には、会議規則に討論と表決ってきちんとうたってあるんですね。例えば41条には「議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。」とあります。この意味は、討論が終わったら、もう質疑ができないっていう解

積のようです。しかし、事実上、多分質疑が終わったら、次はもう自由討議がなかったら討論に入って、そこで賛成の方か反対の方が討論されると思うんです、委員会でも同じようにされると思うんです。だから、本来は多分その討論の終結後は質疑に戻れないっていう考え方なのかなと思います。しかし、事実上、もうそこで質疑を打ち切って討論に入っているんで、戻れないっていうのが今の運用になっているのかなと思います。なので、自由討議のところから質疑に戻るっていう運用はできるんじゃないかなっていう考えです。はっきり討論、反対討論と賛成討論が終わってからは戻れないけど、その前の段階で多分、合意形成をされるというお話だと思うので、その段階で、さっき言ったその疑問点が出て、また質疑をしないとイケないようなことがあるっていうことであれば、その運用を考えていって、できるようにすることは可能なんじゃないかなと思います。会議規則の解説上は、討論が終わったらできないという考え方のはずです。

高松秀樹委員　そこは僕が今さっき言ったように、討論と採決はこれ一体化なんで、この間を挟むことができないし、恐らく基本的には、休憩も一般論から言うと取れない状況だと思うんですよね。今の質疑と自由討議の話ですけど、委員長が質疑を終結してしまえば、基本的には遡れないと思っているので、当時の常任委員会の委員長は、質疑中に自由討議をたしか始めたんです。そこで疑義が生じて、また質疑に戻ったと。この運用は全然間違いでもないし、合意形成も含めて疑義を解明しなければならぬことが生じてこうなるんで、我々にとっては非常にこの運営をやっぱり議会基本条例の検証委員会として推奨すべきだと思います。

山田伸幸議員　もともとこの討議をするのは、例えばもう議会としてその議案については反対することはできない、通さなくちゃいけない。しかし、議会としてこういう疑義もあるんですよということを附帯決議という形でまとめるときに使われてきたと思うんですよ。残念ながら、なかなか最近附帯決議にも至っていませんので、この自由討議についても行う場

面が非常に少なくなっている。例えば、予算決算のときに、そのチャンスはあるんですけど、なかなかそこまで議論が深まっていなかったんじゃないかなと思うんです。

長谷川知司委員長 今回の皆さんの話の中で確認しますと、討議というのは大事であるし、その討議は終わってもまた質疑に戻れるんだという理解に立てばいいと思うんですね。先ほど言いましたように、討論、採決というのは切り離せないものですけど、討議ということは討論ではないということで、また、疑義が生じれば質疑もあり得るということであれば問題はないと思うんですね。ただ、その討議をどのように皆様が活発にするかっていうのが、まだ私たちの中で育っていないというべきかもしれませんね。じゃあ、次に行きますよ。

藤岡修美議員 第6条第2項の言葉なんですけど、議会は本会議及び委員会においてうんぬんで、審議し結論を出す場合とあるんですけど、これ意見と集約の中にも慎重審査とか審議とか使い分けがあるんですけど、これ委員会だと審査になるんだと思うんですけど、この辺は。

山田伸幸議員 その点をはっきりしていて、これ議会はとなっていますので、議会は審議するんですよ。委員会は審査するんですよ。ただそれだけの違いですから、これでいいかと思います。

長谷川知司委員長 これちょっと私もよく分かりませんが、今、山田議員が言われたように、ただ、議会は本会議及び委員会においてってあるんで、それも含めて議会だという理解でいいわけですね。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいですかね。第7条に行きましょう。

伊場勇副委員長 第7条、議決事件の追加について。「議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決事件を積極的に追加します。」。第2項、「前項の規定に基づく

議会の議決すべき事件については、別に条例で定めます。」。この第7条についての意見として、ある程度達成したという評価の方から、①平成24年に基本構想、基本計画の策定、改廃について追加した。Cのまだ不十分であると評価した方からの意見として、①総合戦略など全般にかかわるものについては、議決対象とすべきである。②積極的な議決事件の追加はあまりない。以上です。

長谷川知司委員長　今まであったんですかね、基本構想のとき。

山田伸幸議員　基本計画にまで踏み込んでいなかったんですけど、これをうたったことによって、かなり細かい基本計画一つ一つについても、委員会が分科会みたいな形で基本計画についてずっと審議をして、その上で、それがよしとするというような形を取っています。はい。以上です。

高松秀樹委員　ちょっと思い出すと、そうじゃなくて、基本構想はもともと議決事項だったのが、上位法の改正により、たしか外れたんですよ。たしか、このちょっと前に外れたんですよ。それで、さらにここで議決事項の追加で基本構想、基本計画を追加したと。もう大分前のことなんで、うろ覚えなんですけど、たしかそんな形だったと。結果論としては、両方とも議会が関与できるということ。議会の権限強化の意味でここに条文を追加したということです。

山田伸幸議員　この基本計画、今でも明確に覚えているのが、山陽地区に児童館がなくて、それについて基本計画の中に記述がなくて、議会においてそれを追加して、山陽地区にも児童館を造ろうというのが出たんですね。ところが、その後の議会になって、それを当時の部長が忘れておりました、「山陽地区には造りません」と言って、それは基本計画と違うということが改めて議会から指摘されたということがあります。ですから、やはりこの基本計画についても、しっかりと議論された経験があるということを是非皆さんにも知っていただきたいということで発言しました。

長谷川知司委員長 15項目ですかね、第96条第2項には15の審査する内容があったと思うんですけど、それ以上については、あまりないかもしれませんが、やはりこれは大事なことだと思います。今は積極的にしてはいないんですけど。（発言する者あり）では、次に行きましょう。

伊場勇副委員長 第8条、議案及び関連資料の公開。「議会は、市民に対し情報を公開することを積極的に進めるため、本会議のほか委員会等で用いた議案及びその関連資料は積極的に公開します。」。この第8条について出された意見として、達成したという評価をした方から、積極的公開に努めているという意見。次に、ある程度達成したという方から、①、ほとんど公開していると思うが、放映を視聴した市民から100%ではないとの指摘があった。①ある程度の資料は公開されている。③「執行部が提出を渋る。資料公開が進んでいないことがある。」という意見です。以上です。

長谷川知司委員長 評価としては、15人が達成できた、残りの人がBで大体できたということですので、これについては、今後もこの方針で行くべきかなと思います。

高松秀樹委員 事務局に質問なんですけど、この意見等記述欄のBの①、ほとんど公開していると思うが、市民から100%じゃないと指摘があったって記載があるんですが、これはそうなんですか。なんか全部公開されているような気がするんですけど。

石田議会事務局次長 本会議、委員会で配布している資料は、全て公開しているという認識しております。

長谷川知司委員長 このBの③ですけど、これについては議員がもっと執行部のほうに資料請求をすれば済む問題だと思います。

河野朋子委員 第8条は、本会議や委員会で用いた関連資料、ここで用いたものを全てちゃんと公開しているかっていうことなので、議員が請求したとか請求していないっていうのはまた別問題であって、とにかくここで議員が用いて議論したものを、傍聴している人たちや視聴している人たちに同じものが提供されているか、公開されているかっていうことだけですよね。それでは、できているということですよ。

岡山明議員 秘密会がありますよね。あれはどういう扱いになりますか。対象外になりますかね。

長谷川知司委員長 対象外ですね。次に行きます。第9条

伊場勇副委員長 第9条、政策討論会の開催。「議会は市政に関する重要な政策又は課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催します。」。第2項、「政策討論会に関することは別に定めます。」。この第9条に出た意見として、Cのまだ不十分であるという方からの意見は、①近年実績がない。委員会からの発議を求めるなど、開催しやすい環境づくりが必要である。そして②これまで数回行われたが、ここ5年くらいは開催実績がない。③以前は開催したことがあるが、最近の開催はない。報告会等による忙しさが開催できない一因ではないか。④政策討論会をさらに増やす必要がある。⑤当初は幾つか行われていたが、最近は行われていない。続いて、達成度をDの取り組んでいないと評価された方から、①してない。②一切行っていない。③ほとんどされていない。という意見です。以上です。

長谷川知司委員長 今、意見が出ましたが、この評価のところではAが1人いらっしゃるんですね。ちょっとこれは、うーんと思います。

山田伸幸議員 近年実績はないんですが、2回ほどやっていますね。一つが議員定数に関することです。そのときは、市民の方も多数傍聴に詰め掛けられました。もう1回が、商工センターで今後のまちづくりの方向性について、副議長と副市長が進行役になって、議員の会派の代表がそれぞれの会派を代表して意見を述べて、議論するというのをやったことがあります。この2回は覚えているんですけど。これからのまちづくり。

長谷川知司委員長 これについての評価は、前回の見直しがあった後どうかということですから、（「ないですね」と呼ぶ者あり）ないですね、そういう意味では。ここについてはされていない。あまりされていないのかなと思います。（「されていないんですよ」と呼ぶ者あり）

高松秀樹委員 意見のところのCの①委員会からの発議を認めてほしいというところを、ちょっと最後でいいんで議論して、これがそうであれば、討論会の実施要綱の変更が必要です。この議会基本条例は必要ないんですけど。それは委員長、最後でいいんで考えとってください。

長谷川知司委員長 ほかはありませんか。第10条に行きましょう。

伊場勇副委員長 第10条、行政運営の検証について。「議会は、決算審査に当たって、市長その他執行機関（以下、「市長等」といいます。）が執行した事業等の評価（以下、「議会評価」といいます。）を行います。」。第2項、「議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価を市長に明確に示します。」。第3項、「市長は、議会の評価を予算に十分反映させるよう努めなければなりません。」。この第10条について、まず、Bのある程度達成したという評価の方からの意見は、①客観的評価は、その提出資料が必要であり、執行部の評価方法に疑問が残る。②新規事業や予算の大きい事業など、重要な事業をピックアップして事業評価はしているが、時間的に一部であり、十分とは言えない。また、最近では附帯決議も示しておらず、予算への反映も不十分。続いて、Cのまだ不

十分であるという評価の方からの意見として、①決算時ではなく、新規事業については年度途中の事中評価も取り入れるべきではないか。②事業抽出や評価基準など課題がある。③決算審査の評価が十分とは言えない。④評価を行っているが、その裏づけとなる実態資料などを調査しきれていないので、議員力が薄れている。質疑する、しないの議員格差があまりにも大きい。チェック機能が働いていない。以上です。

長谷川知司委員長 これも評価が分かれていますね。Aが5人、Cが5人ということで、何かこれについて意見がありますか。

水津治議員 条文の第3項に「市長は、議会の評価予算に十分反映させるよう努めなければなりません。」と。これは基本条例から市長に強制的な文面になっていますよね。ちょっと気になるんです。

長谷川知司委員長 これも努力的なことを言っとる。（発言する者あり）不規則発言はやめてください。

水津治議員 命令調でなければ、「努めていただきたい」と。（発言する者あり）そうですね。「なりません」となると命令っていうか、なるんで。

山田伸幸議員 以前、議会がやっていた附帯決議については、かなり予算化されてきたと思っています。残念ながら今、そういった事例が少ないので、今後の運営次第かなと思います。

長谷川知司委員長 一般会計のやり方も、各分科会という形でやっているんで、なかなか附帯決議に至っていないというのが今の実情かなと思います。これについては、また違う場面で話さないといけんかなと思います。第10条はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、ここで休憩します。25分まで休憩。

---

午前 11 時 16 分 休憩

---

---

午前 11 時 27 分 再開

---

長谷川知司副委員長 では、休憩を解いて再開します。今、第2章について皆さんでいろいろ討議していただきました。一応、第10条まで行ったんです。これについて、どのような形で検証結果を出すかということをやっと迷っておりますが、一応、先ほど申しましたように章立てで検証を出して行って、その結果は、第1章の目的にどうなのかというような形で行くというように言っておりますので、今日話したことを基に第2章の今日のこのことについて、一つの報告書の案をやっと作ってみたいと思います。それについて、そういう進め方でいいのかどうか、あるいは最後まで行ってから全体的に出すべきだという声もあるかもしれませんが、一応そういうことで、報告書の作り方をやっと私たちが勉強しないといけないので、案を作ってみたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それで、一応、第2章でやりますので、案については条立てで行くかもしれませんが、章ごとにと先ほど申しましたので、第2章についてやっと報告書のたたき台みたいなものを作ってみたいと思います。そういうことで。それで、また良いやり方があったら皆さんで話していきたいと思います。それで、ほかに、報告書の作り方で、何か皆さんで意見があればと思います。検証の進め方についても、今日もずっと行ったんですが、ほかに何か良い進め方があれば、また皆さん言ってください。

山田伸幸議員 取りあえず、第2章のまとめができれば、それで、また今後、改善点があれば、それで行けばいいと思います。

長谷川知司委員長 ほかにないですか、事務局から何かあれば。（「なし」と呼ぶ者あり）

岡山明議員 今のお話しからすると、今回第2章まで行きました。その形で検証するという状況で、もう一度その見直しも掛けられるということでしょうか。ちょっと言いそびれた部分もあると、そういう部分で、もう一度見直しを掛けていただける状況もあるということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

長谷川知司委員長 いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、今日の議会運営委員会はこれで閉じたいと思います。どうもお疲れ様でした。

---

午前11時30分 散会

---

令和2年（2020年）10月20日

議会運営委員長 長谷川 知 司